

令和3年度

事業計画書

社会福祉法人 美深福社会

令和3年度

事業計画書

本部

社会福祉法人 美深福祉会

令和3年度 本部事業計画

1 基本理念 「自立と共生社会の実現」

2 基本方針

いかなる障害があろうとも、また、どのような境遇にあっても、人は、存在価値においてすべて平等であり、等しくその人間性が尊重され、福祉サービスが必要とする方がその人らしい生活が送れるよう適切な支援を行う。

3 事業方針

誰もが自分らしく、安心して暮らせる福祉の地域づくりを目指し、「自立と共生社会の実現」を引き続き基本理念とし、基本方針に則り、地域社会の一員として、すべての人が生きがいをもって共に暮らす地域共生社会の実現に向け、利用者の人権を常に尊重し、福祉サービスの質の向上を図りながら地域のさまざまな生活・福祉課題に積極的に対応し、地域における公益的な取組の推進と地域共生社会の実現を主導していきます。

また、非営利法人にふさわしいガバナンスと高い透明性を備え、中・長期経営計画に基づく主体性をもった自律的な法人経営を進めます。

現在、国が示す「働き方改革」、「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」、「育児や介護との両立、働く方のニーズの多様化」などの状況に直面している中で、人材投資や技術革新による生産性向上と共に、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境を作ることが重要な課題であり、この問題解決のため、従業者の置かれている個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会の実現に貢献し、利用者の一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指していきます。

しかしながら、福祉全般において、職員の欠員・補充が非常に困難な状況であり、安定した運営も危ぶまれる状況下にあります。

これらを打開するためにも、当法人としても労働効率の向上を目指しながら、より良いサービス提供に努めていきます。

令和2年度においては、法人設立30周年記念誌の発行によりこれまで歩んできた道のりを検証しましたが、今後も法人が進むべき道筋を事業方針に基づき的確な運営計画による経営に努めていきます。

(1) 支援・介護目標

- 1 地域に必要とされる安心・安全に利用できる事業所を目指し、体制強化を図る。
- 2 災害時に利用者の安全を確保しサービスを継続するために、自治体・自治会等との協議のうえ、法人全体の災害計画を見直し、組織体制の強化を図る。

(2) 職員に求めるもの

- 1 「職員がいきいきとして仕事に臨める職場づくり」を目的に、働きがいがあり、職員間の協調性の向上を図りながら、評価制度の導入を検討し定着するような事業所を目指していく。
- 2 より快適な職場環境を構築するために就労のオン・オフを明確にし、時間外勤務の適切な管理に努める。
- 3 職員の心の健康の保持増進のため、メンタルヘルスケア体制の確立を図る。
- 4 OJTリーダーの役割を明確にし、職員が育つ環境を整えるとともに、引き続き育てる側の育成にも重点を置く。
- 5 積極的に研修講座等を受講し、必要となる資格取得の促進を図る。

(3) 経営目標

- 1 各事業所においては、サービス提供に要する職員確保が重要な課題であるが、現状の人員でサービスの質を損なうことなく、安定した経営に向けた取り組みを目標としながら10年先を見据えた法人経営計画の再考が必須であります。
このことにより、当法人においても中期計画の経営実態を検証し今後に反映させていくことが必要である。
- 2 法人の使命、事業領域、希望する姿、基本計画を確認するとともに、職員の共通認識としての定着を図る。
- 3 法人の目的及び事業の理解の周知を広めることにより人材確保に繋げつつ、企業説明会や学校訪問及びホームページの活用等により職員確保に努める。
- 4 理事会の役割や権限を明確にし、事業所運営の充実を図り実効性のある組織体制を構築する。
- 5 事業ごとに財務分析が的確に行える仕組みを整えるとともに、収益性の確保に向け効率的でコスト意識を持った事業運営に努める。

(4) 人材確保と育成

- 1 計画的な採用活動により施設協同による職員確保に努め、必要な福祉人材を中長期にわたって安定的に確保できるよう取り組む。
- 2 福祉にふさわしい福祉人材の育成に努める。
- 3 資格取得の促進、職員の処遇改善、職場の環境整備に取組み福祉人材の定着を図る。

4 執行体制

(1) 理事会

- ・ 法人の適切な運営の確保及び公益性を担保するためには、地域社会からの役割期待に応えるための法人ガバナンスの強化を図る。

- ・ 運営の現状把握に努め、限られた財源での事業計画・実施により最大の収益を上げることが目的とした中長期計画の見直しを図る。

回数	開催時期	内容
第1回理事会	令和3年5月	理事任期満了に伴う理事の推薦、評議員候補者の推薦、評議員選任・解任委員会の開催
第2回理事会	令和3年6月	令和2年度事業・決算報告、定時評議員会開催日の決定
第3回理事会	令和3年6月	理事長の互選
第4回理事会	令和3年8月	第1四半期分監査報告、理事業務報告
第5回理事会	令和3年11月	第2四半期分監査報告
第6回理事会	令和4年3月	第3四半期分監査報告、令和4年度事業計画・予算、理事業務報告

※ この他、必要に応じ随時開催

(2) 評議員会

- ・ 評議員会による第三者的立場から法人の運営等に対する監査、意見、指導を強化し、より一層法人運営に寄与することを進める。
- ・ 法人運営の基本ルール・体制を決定するとともに、執行機関である理事会に対し事後的に法人運営を監督するけん制役としての役割強化を図る。
- ・ 地域の福祉ニーズや福祉サービスを利用する当事者の声を、代弁者の立場で社福祉法人運営に反映できるよう理事会に対し、浸透性の高い意見具申を目指す。

回数	開催時期	内容
定時評議員会	令和3年6月	令和2年度事業・決算審議、理事・監事の選任
第2回評議員会	令和3年10月	令和3年度法人運営に係る中間報告
第3回評議員会	令和4年3月	補正予算、監査報告、令和4年度事業計画・予算、理事長専決事項

※ この他、必要に応じ随時開催

(3) 監査

回数	開催時期	内容
第1回監査	令和3年5月	令和2年度決算監査
第2回監査	令和3年7月	令和3年4月～6月収支分監査
第3回監査	令和3年10月	令和3年7月～9月収支分監査
第4回監査	令和4年1月	令和3年10月～12月収支分監査

※ この他、理事会・定時評議員会開催時における監査報告

(4) 評議員選任・解任委員会

回数	開催時期	内容
第1回委員会	令和3年5月	評議員の選任

(5) 第三者委員会

回数	開催時期	内容
第三者委員会	令和3年10月	令和2年度下半期から令和3年度上半期の苦情解決内容の検討、利用者面談

※ 他、必要に応じ随時開催

5 役員研修

- ・社会福祉法人役員研修 A
- ・社会福祉法人経営実務セミナー
- ・社会福祉法人役員・施設長研修
- ・社会福祉法改正に向けた外部講師による法人内役職員研修会
- ・苦情解決システム研修

令和3年度

事業計画書

多機能事業のぞみ

多機能事業所 のぞみ

基本理念

個人の尊厳の保持を旨とし、利用者が心身ともに健やかに育成され、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するものとし、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めます。

就労継続支援B型 運営方針

自立した日常生活や社会生活を営むことが出来るように、生産活動提供や就労に向けた機会の提供を通じて知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行います。又、事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。

生活介護 運営方針

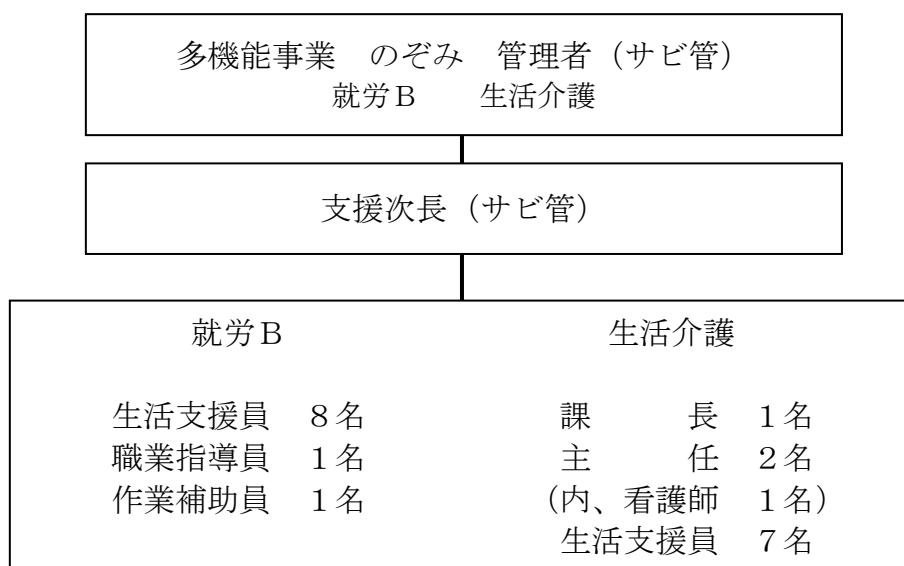
利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るように、生産活動や個々に合わせたサービス(創作活動、外出支援等)の提供を通じて、能力維持のために必要な活動(リハビリ等)や排せつ等の介助等の他、医療ケアなど適切かつ効果的に行います。

又、事業の実施にあたっては、利用者の意思及びその人の人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。

1. 業 務 分 掌

分 掌 名	内 容
事業所管理	機械室管理、危険物管理、暖房給湯電気給排水の管理、居室の安全点検、機械器具等の管理
車輛管理	公用車管理、タイヤショベル・除雪機等の管理点検
防災安全	避難訓練、安全指導、防災管理
広 報	機関誌、事業所便りの編集・発行
余暇・地域交流	地域交流の推進・企画、地域行事の参加調整、余暇活動の計画・推進、自治会支援
環境整備	事業所内外の清掃・除草・除雪の管理、環境整備の推進・実行
研 修	事業所内研修の計画、各種研修の調整申込み、職員のスキルアップの推進
苦情解決	苦情の受付・調査・調整
虐待防止・権利擁護委員	委員会の開催、虐待防止、権利擁護の推進、ヒヤリハット検討会議
相談支援・看護実習指導	各種教育機関からの実習依頼調整、実習生に対するスーパービジョン、実習評価・実習日誌の記録
就労実習等受入依頼	各企業・団体への就労実習依頼、高等養護学校実習生受入・調整
保険請求	A I U保険の申込み・事故請求
感染予防	感染予防に対する業務・周知徹底
備品管理	備品の調達・管理・配布
記 録	行事の記録・記録写真販売、記録メディアの管理

2. 職 員 構 成



3. 年 間 行 事 計 画

月	行 事 計 画	日 程
4月	環境整備	
6月	避難訓練 (日中火災想定)	中旬
7月	パークゴルフ	
8月	夏季休暇	上旬～下旬
9月	環境整備	
	避難訓練 (洪水想定)	
	のぞみ祭	中旬
10月	スポーツ交流会	上旬
	卓球大会	
	旅 行	上旬
	旅 行	中旬
	避難訓練 (日中火災想定)	中旬
11月	環境整備	
12月	大掃除	下旬
	冬季休暇	12/30～1/5
1月	新年会 (未定)	上旬
2月	スキー大会	
3月	慰労会	

*各事業等については感染症予防を念頭におき、実施の可否を判断していきます。

*ゴールデンウィークについては、特に定めて帰省期間としません。

*夏季休暇時は各事業ごとに休暇期間を変動して実施します。

*冬季休暇は12/30～1/5を基本とします。

4. 研 修 計 画

(1) 施設長 参加予定研修会

研 修 会	開催地	期 日	参加人員
1. 北・北海道福祉協会 定期総会	旭川市	5月	1名
2. 全道施設長定時総会・セミナー	札幌市	5月	1名
3. 北・北海道福祉協会 施設長会議	旭川市	1月	1名
4. 全道施設長会議・研修会	札幌市	3月	1名

(2) 支援員 参加予定研修会

研 修 会	開催地	期 日	参加人員
1. 行動援護従事者養成研修	札幌市	5月	1名
2. 上川圏域障がい福祉基礎講座Ⅰ/Ⅱ	名寄市	6月	1名
3. 社会就労センター施設長・職員研修会	札幌市	6月	1名
4. 権利擁護・虐待予防セミナー	札幌市	7月	1名
5. 北海道知的障がい関係支援員研修Ⅰ	札幌市	7月	1名
6. 北海道サービス管理責任者研修	札幌市	7月	1名
7. 施設職員スキルアップ講座（新任）	札幌市	7月	1名
8. 北・北海道福祉協会権利擁護研修会	札幌市	8月	1名
9. 北海道知的障がい関係職員研究大会	札幌市	10月	1名
10. 感染症予防講習会	名寄市	10月	2名
11. 指定障害者福祉サービス事業者集団指導	旭川市	10月	1名
12. 施設職員スキルアップ講座（中堅）	札幌市	11月	1名
13. 日中活動支援部会職員研修会	札幌市	11月	1名
14. 就労支援部会職員研修会	札幌市	12月	1名
15. 新任職員研修	上川町	12月	1名
16. 障がい者虐待防止・権利擁護研修会	札幌市	12月	1名
17. 幹部職員研修会	札幌市	12月	1名
18. 道北福祉協会職員研修会	旭川市	2月	1名
19. 視察研修（生活介護）	未定	未定	4名
20. 視察研修（就労）	未定	未定	5名

(3) 事業所内研修

事業所内研修として虐待予防研修会を実施、併せて1年間の研修報告会も行い支援スタッフの技術や意識の向上に努める為の情報の提供、学習する機会とし、日頃の支援を振り返る機会となるよう実施する。

研 修 会	開催場所	期 日	参加人員
1. 第1回事業所内研修	事業所内	11月	全員
2. 第2回事業所内研修	事業所内	1月	全員
3. 第3回事業所内研修	事業所内	3月	全員

5. 食事・栄養管理

食事は生活する上での大切な要素の一つとして位置づけられます。提供にあたっては、個々の食事摂取状態に合わせた形状での提供や、食生活の充足感を満たされるよう工夫を行います。また、委託事業者との会議の機会を持ち、衛生管理及び給食提供の質の向上を図ります。

更に糖尿病等の疾病に対しての食事は、栄養士の献立に基づき提供することとします。

6. 保 健 衛 生

新型コロナウイルス等の事業所内での感染拡大を予防するため施設内の消毒を十分に行い、密を避けるようなサービス提供体制の構築を行います。

健康で楽しい生活が送れるように、健康維持・健康増進を目的として下記の通り各種検診等を実施する。

1. 疾病の治療
2. 流行性疾患及び疾病の予防と早期発見・対策
3. 生活習慣病予防（成人病等に対する対応）
4. 検診・予防接種等年間予定

実施予定月	検診・予防接種予定
7月	生活習慣病健診 胃・肺癌検診 結核健診（個人）
11月	生活習慣病健診 胃・肺癌検診 結核健診（個人） 乳・子宮癌検診（個人） インフルエンザ予防接種
年間1回	健康診断

のぞみ就労継続支援B型事業

支 援 計 画

生産活動を通して生産する喜びや自信・達成感を味わえることを念頭に、就労に必要な能力・知識を得るための支援を実施して行きます。

支 援 方 針

1. 人権擁護

サービス提供にあたり人格の尊重を基本として、役割・責任・自信を育てる支援を進めます。

2. 生産活動と環境

生産活動に際しては作業環境の改善に努め、安全で効果的な生産活動を行います。各種作業に於いては密にならない適正な距離を置いて取り組んでいきます。

3. 職場実習、求職活動

定期的の実習状況の把握や私生活の状況等について情報交換を行う。各関係機関との連携を深め、情報の収集を行い、実習や就労につながる事業者の開拓を行います。

【 農 産 】

1. 事業概要

トマト生産については連作障害や病気の予防を図るためにトマトハウスの休耕地を設けながら、安心安全な減農薬による特別栽培を実践し、品質の高いトマトの安定生産を行います。

他農産品については有機・低農薬・商品価値の高い生産物の生産を前提に、安定した生産の確立を目指していきます。

○生産予定数量

- ・ トマト～ハウス栽培 17棟 予定収穫・生産量～13,000kg
- ・ 黒豆～50kg

2. 具体的内容

- | | |
|--------|----------------------------------------------------------|
| 4月～5月 | ハウス設営（ビニール張り、支柱立て等）・肥料撒き・花苗・トマト幼苗の移植・トマト定植・誘引・ハウス管理・豆種まき |
| 6月 | 除草、トマト芽かき・誘引・ハウス管理・トマト収穫 |
| 7月～8月 | トマト収穫・ハウス管理 |
| 9月～10月 | 農産区画整理（除石、土もり）・除草除去・豆類収穫・ハウス設備片づけ |

- 農繁期には、他の作業種と連携して取り組んでいきます。
- 利用者主体の作業内容とし、一人一人が目的を持って取り組んで行えるよう進めます。
 - ・圃場基盤整備（除石・農道改修）を確実に進め、作業がしやすい環境を整えます。
 - ・トマト原料の計画的生産及びトマトの品質向上（トマトの品種・C F 桃太郎ファイト）に努めます。

3. 冬季作業

- 黒豆の製品作り、羊毛ゴミ取り、しらかば樹皮カット、創作活動の実施
- 委託除雪（のぞみ、共生の里、はれる、リサイクルセンター、特養の定期的な除雪）

【加工】

1. 事業概要

自家栽培のトマトを原料に、トマトジュース太陽の水の製造を行う。

製造過程においては、安全に製造作業する事を目標にマニュアルの遵守、適切な換気、機械操作の二重確認を徹底し、環境を整えて事故や怪我等の防止に努めます。

また利用者さんの作業支援においては、健康確認や手洗い等の衛生面の支援から始まり、一定の距離を保ち作業を行い安全事項についても繰り返し支援していきます。

繁忙期においては原料トマトの収穫量に見合った人員数の配置が必要な為、他作業班からも流動的に利用者さんの協力を頂き、加工作業を進めていきます。

同様に繁忙期や利用者さんの休暇時期においても、他事業からの作業人員配置の経力を頂き、人員を確保して稼働します。

加工工程における品質管理の徹底を行い製品の製造を行っていきます。

2. 具体的内容

○トマトジュース製造予定本数（原料収穫予定数量/13t）

- ・太陽の水160ml/30,000本
- ・太陽の水500ml/7,000本

上記予定本数を見込み、トマトの収穫量・販売状況により本数の調整を行う。

○各種検査

- ・雑菌検査/製造日毎に1本の検査を実施。
- ・栄養成分検査及び理化学検査/2本を検査。他、販売に際して必要な検査を実施。

○販売について

- ・販売卸価格、販売先については事務局が担当し、協議した上で決定する。
- ・販売状況に応じてふるさと納税返礼品として販路を拡大していきます。

○作業日の変更について

- ・製造繁忙期の8月については、必要に応じて製造日を変更して製造にあた

り、安全面の確保と一日当たりの処理量の平均化を目指します。
(月曜日は収穫日の為製造不可、もしくは委託製品製造予備日とする。)

○委託製造について

- ・委託製造依頼があった際には事前に十分に協議した上で契約を行い、契約事項内、契約期間内での製造とします。
- ・依頼に基づき1社につき雑菌検査、成分検査を実施し結果の報告を行います。

○パート雇用について

- ・繁忙期の人員確保及び作業工程全般の安全管理の為、6名程度のトマトカット人員のパートを雇用します。

【クリーニング】

1. 事業概要

- 特養、共生の里、はれる等の包布類をクリーニングします。
- 特養洗濯・清掃等は業務委託を継続して行い、作業の効率化も合わせて進めていきます。
- 委託業務作業（ワタキュークリーン）
※各作業に於いてはマスクの着用や手指消毒、換気等に十分配慮して実施していきます。

2. 具体的内容

- 共生の里（職員・利用者）、はれる（職員・利用者）で使用している包布類及び一部衣類等のクリーニングを行います。
- 特別養護老人ホームの包布類クリーニング（リースを含む）を行います。
- 特別養護老人ホーム内洗濯業務（年間契約）
 - ・通年で特別養護老人ホーム内にて行う。
 - ・利用者衣類、オムツ、タオル、ドローシーツなど洗濯物ごとに統一した作業方法を確立し、配布間違いをなくしていきます。
- 特別養護老人ホーム内・はれる内清掃業務
 - ・通年で特別養護老人ホーム内（居室、食堂、トイレ等の床や窓等）の清掃を行います。
 - ・はれる内（食堂、廊下の床・トイレ等の便器と床等）の清掃を行います。
- 委託業務作業（ワタキュークリーン）
 - ・ワタキュークリーンが持ってきた、洗濯済み肌掛け布団・ベットパットを規定の形にたたみ、決まった枚数をコンテナに入れて引き取り日に渡します。

3. その他

- ・はれる、共生の里との引渡しや受取りの徹底。
- ・特別養護老人ホームとの引渡しや受け取り、在庫管理の徹底。
- ・互いの事業所が連携し、支障をきたさないように随時協議をして行きます。

【リサイクル・収集】

『リサイクル』

1. 事業概要

○美深町リサイクルセンターにおける各種リサイクル分別等の資源再生化の受託作業を行います。

○週5日の作業（土日・祝日休み）利用者8名、職員2名を基本とします。

※作業についてはマスクの着用や手指消毒、換気等に十分配慮して実施していきます。

2. 具体的内容

○缶類の選別、プレス、検品、積上げ

○ペットボトルの選別、洗浄、検品、計量、フレコン袋詰め

○ビン類選別、計量、検品、ストックヤード保管

○着色ビン選別、コンテナ積み補助

○危険ゴミ選別、計量、保管、（電池、蛍光管、水銀灯）

○ダンボール、検品、整理、コンテナ積上げ保管

○新聞、雑誌選別、検品、フレコン袋詰め

○紙の選別、検品、フレコン袋詰め

○直搬物の計量、検品、保管、各ゴミ類の分別

3. 維持管理

○搬入物置場整理洗浄 ○構内清掃 ○除排雪(窓、暖房排気管) ○軒下の除雪

○冬期リサイクルセンター屋根雪下ろし ○火気、水道、電気の点検確認

※効率的に一定した作業が出来るように取り組みます。

※他の受託事業者と相互協力のもと業務を円滑に進めて行きます。

※必要事項については、美深町と協議を図りながら進めます。

『生ゴミ収集処理』

事業概要

町内9事業所及び美深福社会の各事業所の委託を受けて、生ゴミ（食品残渣物）を回収し、名寄市炭化センターに運搬し処理を行います。生ごみ処理機でのたい肥製造は高温発酵処理機の老朽化に伴い、事業所使用分を中心に製造していきます。

また事業を行うに当たり、トラックでの収集作業及び作業場内における安全面・衛生面に十分に配慮して、感染症の予防にも努める体制で実施します。

更に法人内委託事業として、「特養・のぞみ・はれる」の炭化・資源・一般ゴミの回収を行い、それぞれ名寄市炭化センター、一般廃棄物埋め立て処分場、美深町リサイクルセンターへの運搬処理を行っていきます。

○今年度生ゴミ回収事業所

・町内事業所 ～ 物産館アウル、レストランあうる、美深温泉、美深厚生病院、むつみの苑、美深スーパー、美深高等養護学校、育成園、学校給食センター

・法人事業所 ～ のぞみ、はれる、特別養護老人ホーム、共生の里

※作業の効率化を計り、コストの削減に努めるとともに、状況に応じ農産・加工などとも連携して利用者が幅広く作業に従事できるようにします。

のぞみ 生活介護事業

支 援 計 画

日中活動については、主体性や生活意欲の向上、健康維持増進、余暇などを通じて、ゆとりと潤いのある生活を感じ取れるよう支援を行っていきます。

支 援 方 針

1. 人権擁護

サービス提供にあたり人格の尊重を基本として、役割・責任・自信を育てる支援を進めます。

2. 活動の充実

日中活動を通じて、物作りの喜びや達成感を得ることが出来るように支援します。又、併せて体力維持・健康増進・生活の質の向上のための取り組みも行います。

3. ニーズと安全

利用者のニーズなどを考慮したグループ分けにより活動の円滑化を図ります。又、安全や衛生管理を徹底して感染症の予防に努め、事故等のない活動を行います。

【日中活動】

1. 事業の概要

生活介護の日中活動においては、就労支援B型事業が行う農産、加工、クリーニングの各事業計画に沿った活動に協力しつつ、個人に応じたプログラムを作成し、健康維持や生活全般における活動を主体的に高めていくことを前提に、余暇活動や創作物の作成・展示などにも積極的に取り組んでいきます。

○花苗販売予定数量

・花苗（14種類）6,300本

（感染症対策として一般販売は中止し事業所等への販売とします）

2. 具体的内容

4月～5月 苗販売の準備・室内活動

6月 苗販売・花壇整備・トマト作業・室内活動

7月～9月 花壇整備・トマト作業・室内活動

10月～2月 室内活動・除雪作業

3月 苗販売準備・室内活動

○体力維持の為に歩行運動やレクリエーション・創作物の作成などを定期的の実施します。

○地域交流・地域参加を目的とし、制作した展示物の一部は文化祭に出展します。

また、展示期間中の文化祭見学や町内施設見学等も実施していきます。
○冬期間の室内活動を中心に、利用者さんの個性を十分に活かした活動ができるよう、個別プログラムを提供します。

7. 防 災 計 画

1. 利用者に対する防災訓練・教育

(1) 内 容

生命の尊重と保護を基本として、防災発生の原因把握、防災発生時の対応、災害の未然防止等を踏まえて、障がい者の特性を考慮した訓練・教育を実施し、危険回避及び防災に対する能力を向上させる。尚、防災計画の実施においては、画一的ではなく色々な状況に即した計画を立てます。

(2) 時 期

- ・ 6月と10月に災害を想定して実施します。
- ・ 9月に水害を想定した避難訓練を実施します。
- ・ 2月に災害時の避難等に対する理解を深めるための研修会を実施します。

2. 職員に対する防災訓練・教育

(1) 内 容

- ①防災対策委員会の周知徹底、防災計画の周知徹底、防災管理に対する職員の任務並び責任の周知徹底を図る。
- ②行動特性、利用者個々の適応能力、問題点等を十分に把握し、実際に即した効果的な対応を身に付ける。

(2) 時 期

- ①については、毎年6月・9月・10月の年3回実施する。
- ②については、年間を通して随時実施する。

3. 関係機関・地域との協力体制の確立

(1) 内 容

- ①関係機関との協力・援助体制を築く為に事業所の防災対策、利用者の状況等について十分な理解を得るよう努めます。
- ②地域との間に一体感を保ち相互扶助の体制の確立に努める。

(2) 時期・方法

- ①については、年間の訓練を通じて実施する。
- ②については、日常生活又は地域交流等を通じて実施する。

4. 防災計画

「多機能事業所のぞみ」における防災計画に、防災対策について必要な事項を定め、利用者及び職員の安全を確保する為、火災や地震及び風水害など地域の特性等を考慮した計画とし、被害の防止と軽減を目的とします。

防災訓練及び設備点検計画

実施月	訓練内容	防災設備点検及び整備等
4月		自主設備点検（総合） ガス暖房器具点検
5月		ガス暖房器具点検
6月	多機能事業所総合訓練 （災害避難中心の訓練）	自主設備点検（総合） ガス暖房器具点検
7月		ガス暖房器具点検
8月		自主設備点検（総合） ガス暖房器具点検
9月	多機能事業所避難訓練 （水害を想定した訓練）	ガス暖房器具点検
10月	多機能事業所避難訓練・教育 （避難中心の訓練と教育）	自主設備点検（総合） ガス暖房器具点検
11月		ガス暖房器具点検
12月		火災警報設備点検（総合） ガス暖房器具点検
1月		ガス暖房器具点検
2月	災害時の心構え等について の学習	自主設備点検（総合） ガス暖房器具点検
3月		ガス暖房器具点検

別表 3

役割分担・職員参集計画

班 名	任 務
総 務 班	1. 防災対策委員会の処務 2. 他の業務班との連絡調整 3. 避難の指示
情 報 班	1. 情報の収集と伝達 2. 消防等関係機関との連絡調整 3. 他の社会福祉施設との支援調整
設 備 点 検 班	1. 施設の安全確認 2. 資材及び設備の転倒防止並びに窓ガラスの飛散防止 3. 非常口の開放
消 火 班	1. 消防用設備及び危険物の点検 2. 火気等の遮断の確認 3. 消火器等による消火活動
避 難 誘 導 班	1. 避難場所及び避難経路の確認 2. 避難経路の障害物の除去 3. 利用者の避難誘導
救 援 救 護 班	1. 負傷者の救護及び応急措置 2. 医療機関への連絡
物 資 班	1. 食糧、飲料水等の備蓄の整備及び点検 2. 食糧、飲料水等の確保及び搬出

令和3年度

事業計画書

共生の里

共同生活援助事業 共生の里

基本理念

インクルーシブ(地域社会との包摂)な地域社会の実現のために、地域と共に歩み、地域と共にあり続ける事業所を目指します。また、ご利用されている方々が生涯にわたり美深町で暮らし続けることができる事業所を目指します。

基本方針

人権擁護における意思決定支援を大切に、利用者一人一人の想いを大切に支援してまいります。また、支援にご納得いただけるように、丁寧で親切な支援を提供いたします。

今年度の重点項目

コロナ感染予防と感染後の対策

①感染防止とBCP(感染後の事業継続計画)

各グループホームにおいては、日常的に消毒・換気、体温測定(職員及び入居者)を徹底します。警戒レベルに応じて、名寄外出や帰省を自粛して頂き、感染予防に努めます。また、感染後の対応を想定した、BCP(事業継続計画)を周知徹底いたします。

②入居者の心のケア

外出や帰省を制限された状態が続くことによる、精神バランスへの悪影響を考慮して、入居者の心に寄り添う支援を行います。入居者の精神的ストレスに対して、優しく共感をもって受け止め、心のケアに努めます

③家族理解

入居者に会えない家族の想いに寄り添い、電話やインターネットを利用した連絡、面会を支援します。また、帰省の自粛については、ご家族に直接電話して丁寧に説明を行いご理解いただくよう努めます。

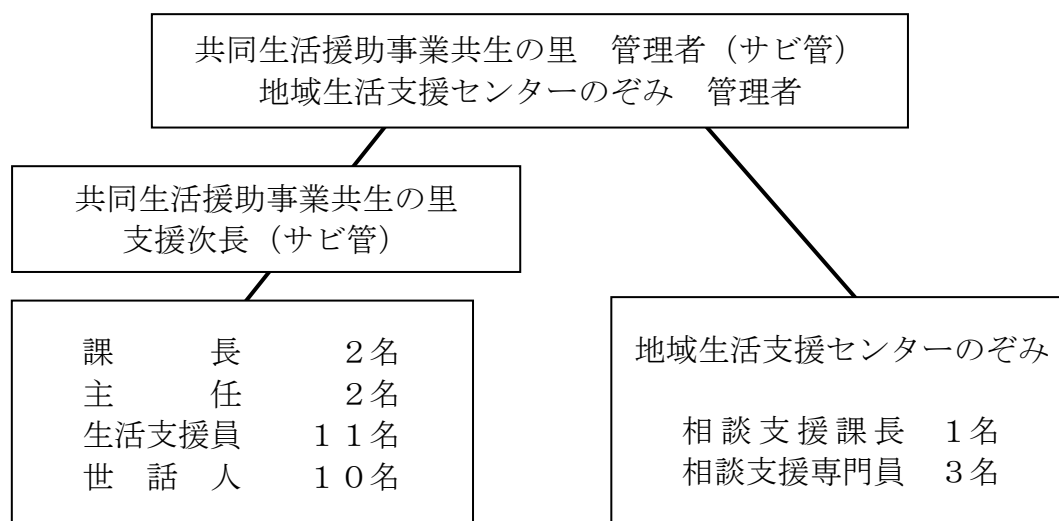
④その他の対応

- ・帰省が中止になった場合、各ホームで食事の提供を行います。弁当などに偏ることなく、手作りの食事提供に努めます。
- ・感染防止のため、各ホームでは消毒、換気、清掃、手洗い、体温測定を継続します。感染後の各寮での待機に備えてオキシメーター(酸素飽和度測定器)を各寮に設置します。

1. 業 務 分 掌

分 掌 名	内 容
事業所管理	機械室管理、危険物管理、暖房給湯電気給排水の管理、居室の安全点検、機械器具等の管理
防災安全	避難訓練、安全指導、防災管理
広 報	機関誌、事業所便りの編集・発行
余暇・地域交流	地域交流の推進・企画、地域行事の参加調整、余暇活動の計画・推進、自治会支援
環境整備	事業所内外の清掃・除草・除雪の管理、環境整備の推進・実行
研 修	事業所内研修の計画、各種研修の調整申込み、職員のスキルアップの推進
苦情解決	苦情の受付・調査・調整
虐待防止・ 権利擁護委員	委員会の開催、虐待防止、権利擁護の推進、ヒヤリハット検討会議
相談支援・ 看護実習指導	各種教育機関からの実習依頼調整、実習生に対するスーパービジョン、実習評価・実習日誌の記録
就労実習等 受入依頼	各企業・団体への就労実習依頼、高等養護学校実習生受入・調整
保険請求	A I U保険の申込み・事故請求
感染予防	感染予防に対する業務・周知徹底、コロナウィルス感染予防、感染後の事業継続、コロナ対策備品の調達、来訪者・面会者の記録整理
備品管理	備品の調達・管理・配布
記 録	行事の記録・記録写真販売、記録メディアの管理

2. 職員構成



3. 年間行事計画

月	行事計画	日程
4月	環境整備 (各寮ゴミ拾い)	
5月	花見 (観光協会主催)	中旬
6月	避難訓練 (日中火災想定)	
8月	夏季休暇	上旬～下旬
9月	環境整備 (各寮草刈り等)	
	避難訓練 (洪水想定)	
	のぞみ祭	中旬
10月	旅行	上旬
	旅行	中旬
11月	避難訓練 (夜間火災想定)	
12月	カラオケ交流会	中旬
	クリスマス会 (各寮)	下旬
	大掃除 (各寮)	下旬
	冬季休暇	12/30～1/5

※冬季休暇は12/30～1/5を基本とします。

※コロナウィルスの影響により行事を中止する場合があります。

4. 研 修 計 画

(1) 施設長 参加予定研修会

研 修 会	開催地	期 日	参加人員
1. 北・北海道福祉協会 定期総会	旭川市	5月	1名
2. 全道施設長定時総会・セミナー	札幌市	5月	2名
3. 地域相談支援セミナー	札幌市	7月	1名
4. 北・北海道福祉協会 施設長会議	旭川市	1月	2名
5. 全道施設長会議・研修会	札幌市	3月	2名

(2) 支援員 参加予定研修会

研 修 会	開催地	期 日	参加人員
1. 行動援護従事者養成研修	札幌市	5月	2名
2. 障害程度区分認定調査員研修	旭川市	5月	1名
3. 上川圏域障がい福祉基礎講座Ⅰ/Ⅱ	名寄市	6月	2名
4. 権利擁護・虐待予防セミナー	札幌市	7月	1名
5. 北海道知的障がい関係支援員研修Ⅰ	札幌市	7月	1名
6. 北海道サービス管理責任者研修	札幌市	7月	2名
7. 施設職員スキルアップ講座（新任）	札幌市	7月	1名
8. 北・北海道福祉協会権利擁護研修会	札幌市	8月	1名
9. 北海道手をつなぐ育成会 岩見沢大会	岩見沢市	8月	3名
10. 全道グループホームスタッフ研修会	旭川市	9月	12名
11. ピープルファーストジャパン全国大会	札幌市	9月	2名
12. 地域支援部会職員研修会	札幌市	9月	2名
13. 全国地域支援部会研修会	札幌市	9月	2名
14. 北海道知的障がい関係職員研究大会	札幌市	10月	1名
15. 感染症予防講習会	名寄市	10月	3名
16. 指定障害者福祉サービス事業者集団指導	旭川市	10月	2名
17. 施設職員スキルアップ講座（中堅）	札幌市	11月	1名
18. 新任職員研修	上川町	12月	2名
19. 障がい者虐待防止・権利擁護研修会	札幌市	12月	1名
20. サービス管理責任者専門研修	札幌市	12月	1名
21. 幹部職員研修会	札幌市	12月	1名
22. 道北福祉協会職員研修会	旭川市	2月	4名
23. 共生の里視察研修	未定	未定	4名

(3) 相談支援専門員 参加予定研修会

研 修 会	開催地	期 日	参加人員
1. 上川北部相談支援ネットワーク会議	名寄市	7月	1名
2. 障がい者地域生活支援事業 研修会	名寄市	7月	1名
3. 上川圏域相談支援従事者 フォローアップ研修	旭川市	9月	1名
4. 上川北部相談支援ネットワーク会議	名寄市	11月	1名
5. 相談支援従事者 現任研修	札幌市	12月	2名
6. サビ管・相談支援専門員 スキルアップ研修	旭川市	12月	1名
7. 相談援助実習指導者 スタートアップ研修	札幌市	12月	1名
8. 地域移行研究会	名寄市	12月	2名
9. 上川圏域地域生活移行支援協議会	名寄市	3月	1名
10. 現場実習指導者研修委員会	札幌市	2月	2名

(4) 事業所内研修

事業所内研修として虐待予防研修会を実施、併せて1年間の研修報告会も行い支援スタッフの技術や意識の向上に努める為の情報の提供、学習する機会とし、日頃の支援を振り返る機会となるよう実施する。

研 修 会	開催場所	期 日	参加人員
1. 第1回事業所内研修（コロナウイルス感染防止）	事業所内	11月	全員
2. 第2回事業所内研修（障害者虐待研修）	事業所内	1月	全員
3. 第3回事業所内研修（人権擁護研修）	事業所内	3月	全員

(5) 利用者参加の研修

研 修 会	開催場所	期 日	参加人員
北海道手をつなぐ育成会・全道大会	岩見沢市	11月	5名
ピープルファーストジャパン全国大会	札幌市	9月	2名
道北利用者の会交流会	名寄市	1月	5名

※コロナのウィルス感染防止のためリモートによる研修への変更や中止になる場合があります。

5. 事業内容：地域での自立生活を営むために必要な生活支援を行う。

(1) 日常生活の支援

食事、入浴、排泄等の生活支援、買い物等の外出支援、身辺の整理整頓への助言と支援、日常生活における相談の助言や支援など生活全般にわたる支援を行います。

(2) 医療的支援

健康管理や衛生管理の助言と支援、医療機関への受診時の同行支援を行います。疾病の早期発見のため、美深町が行う各種健康診断の受診の推進と各関係医療機関との連携に努めます。

(3) 余暇活動支援

ご本人が望む余暇活動の情報提供、余暇活動の計画及び同行支援を行います。

(4) 感染予防の支援

感染予防委員会を開催し、日頃より感染症の蔓延防止に努め適切な感染予防の支援を行います。また、流行中の新型コロナウイルスの情報を収集し、行政と連携しながら適確な予防措置を講じます。

(5) 個々人の特性やニーズに配慮した個別支援計画の作成に努めます

アセスメント、モニタリング、サービス担当者会議、ケア会議の開催。サービス管理責任者による厳格なサービス計画の作成管理に努めます。また、利用者へのモニタリング、関係者とのサービス担当者会議を毎月実施しコンプライアンスを遵守した適正なサービス管理を実施します。

(6) 社会・地域参加の支援

各自治会との連携を強化しボランティア及び各団体との交流を積極的に進め、相互理解を深めます。すでに、利用者が積極的に自治会行事に参加しているケースも多くあり、利用者主体での支援・調整を行います。

(7) ご家族との関わり

利用者のご家族への定期または緊急時の連絡と相談の受付。また家庭訪問の実施によりご家族との信頼関係を築きます。

(8) サービス管理

- ・各福祉サービスに係る事務手続き等の支援
- ・行政手続きの代行支援
- ・世話人会議（毎週水曜日）及びGH全体会議（年4回の他必要時）を開催し、利用者の状況把握とサービスの実施状況を共有します。

(9) グループホーム（GH）体験利用の実施

空き部屋の利用方法及び定員割れの対策として、職員の加配を求めない体験利用についての受け入れを積極的に行い、空き部屋の有効活用を行います。

6. 人材育成の推進

(1) 職員育成

スタッフ研修の実施については、多機能事業所のぞみと連携し OJT 及び OFF-JT の研修を計画しスタッフひとり一人の資質向上に努めます。

- ・年2回、虐待・権利擁護を中心とする事業所内研修の実施
- ・虐待、権利擁護研修会への参加
- ・世話人や支援員の援助技術の習得に関する研修会への参加
- ・他施設、他事業所見学

(2) 社会福祉人材育成

社会福祉系大学からのソーシャルワーク実習の受け入れ将来のソーシャルワーカー（社会福祉士）の人材手育成のため、社会福祉系大学及び社会福祉専門学校等などからの実習生を受け入れ、意思決定支援、障害者差別解消法及びソーシャルワークについての知識をどのように現場で活用するかについて、具体的に実習指導を通じて、人材の育成に貢献してまいります。

(3) 大学・研究機関との連携

障害者に関する研究を行っている研究者のフィールドワークに協力し、障害者福祉の発展に寄与してまいります。さらには、大学教員との連携により、当該法人の知識向上、職員教育の向上に努めます。

7. 共同生活住居の定員管理

事業所全体では令和2年度については、定員60名に対して、現員56名（男性36名 女性20名）および共生ホームに一般高齢者1名が入居中です。

今後、適切な入居定員数について、職員の確保状況、利用者の重度・高齢化の状況さらには住居の老朽化を総合的に判断しながら、当該事業所における適切な入居定員数を検討してまいります。

共同生活援助事業 共生の里（10棟 定員60名 現員56名）（令和3年2月現在）

住居名	定員	現員	住所	電話
あすなろ寮	男性9名	9名	美深町西1条南5丁目	2-2236
もみじ寮	女性9名	9名	美深町西1条南5丁目	2-2237
共生ホーム	男女8名 (高齢者1名)	男性8名 女性1名	美深町西1条南5丁目	2-3231
長生ホーム	男性6名	4名	美深町西1条北5丁目	2-2324
しらかば寮	男性5名	5名	美深町西1条南1丁目	2-1220
さくら寮	女性4名	3名	美深町字美深263番地	2-3326
かえで寮	女性4名	4名	美深町字美深263番地	2-3356
のぞみ寮	男性5名	4名	美深町西2条南4丁目	2-4356
つつじ寮	男性6名	6名	美深町西1条北5丁目	2-2275
くるみ寮	女性4名	4名	美深町東2条北2丁目	2-2211

*共生ホーム高齢者は一般高齢者の住居により障がい者定員には含まれません

8. グループホームの行事及び地域行事の支援

4月	環境整備 GH全体会議
5月	花見（観光協会主催）
6月	避難訓練（火災） 町外外出
8月	町外外出 GH全体会議
9月	避難訓練（自然災害） サービス担当者会議
10月	ボランティア交流（昼食会） 町外外出
11月	避難訓練（火災） GH全体会議
12月	各ホーム大掃除 クリスマス会 忘年会 町外外出
1月	新年会
2月	町外外出 GH全体会議
3月	サービス担当者会議

○各ホームごとに、利用者誕生会等の実施

○地域自治会行事への参加（行灯行列、ソフトボール大会、運動会、各自治会祭、文化祭、ミニバレー大会等）

9. 防災管理

1. 利用者に対する防災訓練

①内容

生命の尊重と保護、災害発生の原因、災害発生未然防止の方法、災害発生時の措置等、利用者の特性を考慮した支援を実施し、危険回避及び防災予防の向上を図る。

②時期・場所

6月と11月に火災を想定した避難訓練を実施します。その内1回は夜間の火災を想定した避難訓練とします。9月には自然災害を想定し、各GHから美深町の指定避難所まで避難経路による避難訓練を実施します。

2. 職員に対する防災教育

①内 容

- ・防災管理機構の周知徹底、消防計画の周知徹底、防火管理に対する職員の任務並びに責任の周知徹底を図る。
- ・各利用者の行動特性・適応能力・問題点等を十分に把握し、実際に即した効果的対応を身につける。

②時 期

- ・利用者の避難訓練時に合わせ6月、9月、11月に実施する。

・消防設備の取扱い訓練を保守委託会社が機器点検実施時に合わせ、取扱い訓練と非常招集連絡網の訓練を実施する。

3. 関係機関・地域との協力体制の確立

①美深町役場及び美深消防署等の指導を受け情報の共有に努め、ホームの設備、利用者の状況等を把握するよう努める。

②地域との間に一体感を保ち相互扶助の体制の確立に努める。

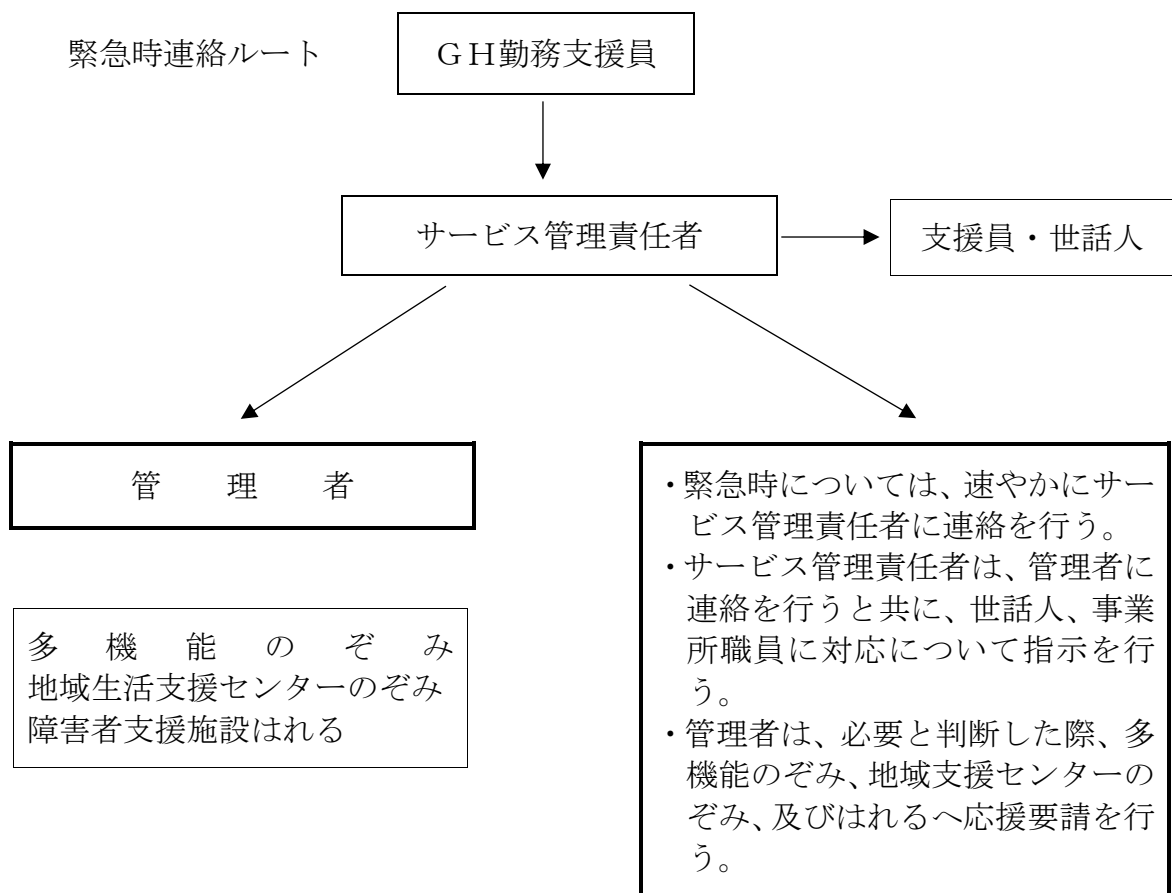
4. 防災計画

「共同生活援助事業所 共生の里」における防災計画に、防災対策について必要な事項を定め、計画は利用者及び職員の安全を確保するため、火災や自然災害など地域の特性等を考慮した計画とし、被害の防止と軽減を目的とします。

5. BCPの周知

昨年度に作成したBCPの内容について、職員間で周知するよう各種会議などで説明を行っていく。また、昨年度整備した非常食(利用者全員分)についても、定期的に点検を行い、賞味期限の確認に努めます。

10. 緊急時の対応



防災訓練及び設備点検計画

実施月	訓練内容	消防設備点検及び整備等
4月		自主設備点検（総合） ガス器具点検
5月		自主設備点検（総合） ガス器具点検
6月	各寮火災時避難訓練（日中）	自主設備点検（総合） ガス器具点検
7月		自主設備点検（総合） ガス器具点検
8月		自主設備点検（総合） ガス器具点検
9月	自然災害時避難訓練	自主設備点検（総合） ガス器具点検
10月		自主設備点検（総合） ガス器具点検
11月	各寮火災時避難訓練（夜間）	自主設備点検（総合） ガス器具点検
12月		自主設備点検（総合） ガス器具点検
1月		自主設備点検（総合） ガス器具点検
2月		自主設備点検（総合） ガス器具点検
3月		自主設備点検（総合） ガス器具点検

別表 2

火気取締責任者の担当区域及び業務分担表

区 分	業 務 ・ 備 考
あすなろ寮	<ul style="list-style-type: none">・ 総合火気取締責任者 石田 力（乙種4類危険物取扱資格）・ ガスの元栓確認・ 電源等の安全確認等、日常の一般的火気管理に関する事。・ 暖房ボイラー、ストーブの取扱いに関する事。・ 給湯ボイラーの取扱いに関する事。・ 灯油タンクの状態の確認。
もみじ寮	
共生ホーム	
さくら寮	
かえで寮	
のぞみ寮	
つつじ寮	
しらかば寮	
長生ホーム	
くるみ寮	

別表 3

役割分担・職員参集計画

班 名	任 務
総 務 班	1. 防災対策委員会の処務 2. 他の業務班との連絡調整 3. 避難の指示
情 報 班	1. 情報の収集と伝達 2. 消防等関係機関との連絡調整 3. 他の社会福祉施設との支援調整
設 備 点 検 班	1. 施設の安全確認 2. 資材及び設備の転倒防止並びに窓ガラスの飛散防止 3. 非常口の開放
消 火 班	1. 消防用設備及び危険物の点検 2. 火気等の遮断の確認 3. 消火器等による消火活動
避 難 誘 導 班	1. 避難場所及び避難経路の確認 2. 避難経路の障害物の除去 3. 利用者の避難誘導
救 援 救 護 班	1. 負傷者の救護及び応急措置 2. 医療機関への連絡
物 資 班	1. 食糧、飲料水等の備蓄の整備及び点検 2. 食糧、飲料水等の確保及び搬出

令和3年度

事業計画書

地域生活支援センターのぞみ

相 談 支 援 事 業

地域生活支援センターのぞみ

1. 事業概要

障害者総合支援法における、相談支援事業として、障害者（児）特定相談支援事業者の指定（市町村指定）及び、一般相談支援事業者の指定（美深町及び北海道）を受け、相談業務にあたる。

2. 事業の目的

- ・障害者（児）及び地域定着者・地域生活移行者を支援する事を目的とします。
- ・福祉サービスを必要とする方の相談・地域生活を行う上での各相談、サービスや社会資源のマネジメント、サービス等利用計画の作成を行います。
- ・当事者とご家族等の相談に応じ、適切な支援を実施します。
- ・障害者（児）の権利擁護、地域福祉向上の為の協力を行います。

3. 業務内容

- ・地域生活希望者、在宅生活者及び、そのご家族等への支援。
- ・サービス等利用計画作成と継続的なモニタリングの実施。
- ・困難事例についての専門的支援とスーパーバイザーとしての役割。
- ・自立支援協議会と美深町特別支援連携協議会への派遣及び連携。
- ・地域生活者の継続的支援の実施と、福祉、行政、教育、医療、企業等の各関係機関との連携。道北圏域（中川町、音威子府村、名寄市、下川町、士別市、剣淵町、和寒町）の行政、相談支援事業所と連携し、圏域の地域福祉の向上に努めます。
- ・北海道地域づくりコーディネーターとの連携により、障害者の入所施設等から地域移行への協力関係を築きます。（上川北部：社会福祉法人旭川圭泉会病院『ねつと』）
- ・一般相談事業については、美深町の委託契約により障害者の相談支援を実施。

4. サービス等利用計画・モニタリング件数

令和3年度はサービス等利用計画16件、モニタリング170件を予定しています。その他、予定された計画作成以外にも障害者（児）サービス等利用計画作成・モニタリング作成・認定調査の依頼があった場合は随時対応します。

5. 支援体制

相談支援専門員（社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等有資格者）を配置し、専門的に相談業務にあたります。またアセスメントを行い、利用者の特性を理解すると共に、個人のニーズに基づくサービス計画・サービス計画案の作成を行います。さらには、社会資源の調整や開発、活用に努め、サービスのマネジメントを行います。相談受付は下記の通りの時間帯で行います。

※相談受付～月曜日から金曜日（ただし国民の祝祭日及び12月31日から1月5日までを除く。）午前9時00分から午後5時00分まで

6. 主たる対象者

地域生活支援センターのぞみの主たる対象者は、障害者及び障害児とそのご家族とします。

7. 自立支援協議会

美深町自立支援協議会と連携し、地域の関係機関と協力体制をとりながら、最善の支援に努めて行きます。2名の相談支援専門員を派遣し協力体制を築きます。

8. その他

- ・上川北部相談支援ネットワークへの派遣を行い、研修会や情報交換会に参加し、関係近隣行政職員や他相談事業所との協力関係を築きます。
- ・広域（中川、音威子府、美深、名寄、下川）の地域生活支援拠点事業への情報共有や調整等の協力をいたします。
- ・毎月実施されている美深町ケア会議を開催し、地域障害者（児）、生活困窮者等の情報の共有、連携した支援に努めます。
- ・コロナ禍における相談支援については、家庭訪問を控え、電話による相談を中心に進めてまいります。また、訪問や面接の必要がある場合は、感染対策を十分に行い対応してまいります。

令和3年度

事業計画書

は れ る

障害者支援施設はれる

1. 施設運営の理念と方針

I・基本理念

障害者総合支援法の理念に従い、障害者が日常生活又は社会生活を営むための支援は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために、すべての障害者が社会参加の機会を確保され、個人として尊重され、生命、幸福を追求しなければならない。

II・運営方針

施設利用によって個人の尊厳や利益が損なわれないよう、支援者としての役割を自覚し、倫理違反や権利侵害のない事業所運営、利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。

III・令和3年度重点項目

1・『利用者理解に基づくサービスの実践』

QOLの向上を目指し、障害特性やニーズの理解に努め、行動障害を誘発しない適正な支援が行えるようサービスの向上に努めます。重度高齢化に伴い増加する介助や介護の支援技術の向上に努めます。

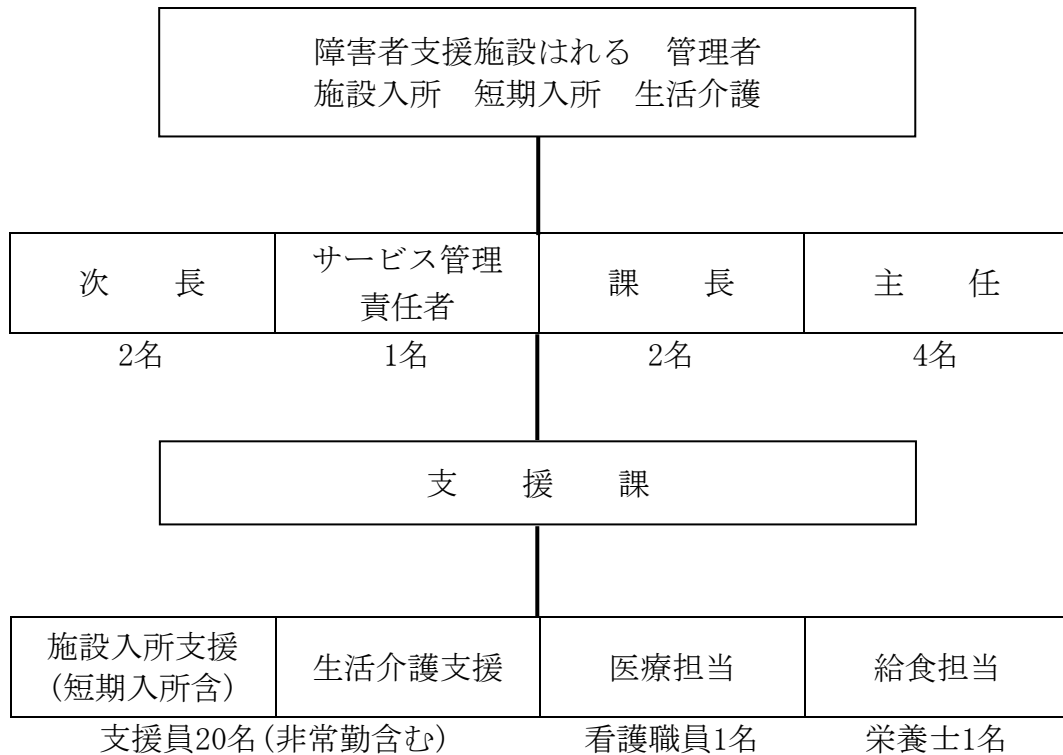
2・『虐待防止』

障害者虐待防止法に基づき、障害者福祉サービス事業等を行う者としての責務と障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者の通報義務に従い、入所者の尊厳を守ります。障害者虐待防止の取り組みとして、権利擁護の意識、虐待が起こりやすい状況理解と予防ができるよう、虐待防止研修会や事例検討の実施を行います。

3・『事業展開整備の構築』

サービス体制移行後の過渡期の中で、生活介護（日中支援）と施設入所支援（夜間支援）、サービス定員と現員、人員の在り方を始めとし、居住空間、活動、重度高齢化等への中長期的なハード整備、また体制等を今後具体化する為に、法人及び他事業所との連携・協議の継続を行います。

2. 組織構成図



3. 職員体制

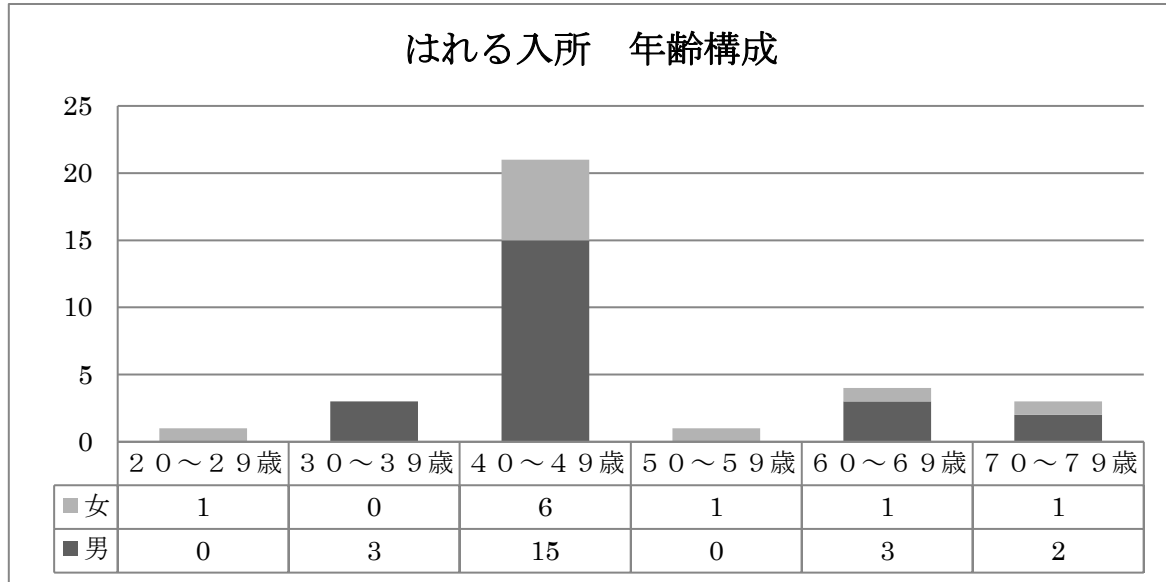
職 種	常 勤	非常勤
管 理 者	1 名	
サービス管理責任者	1 名	
生 活 支 援 員	1 9 名	1 名
看 護 職	1 名	
栄 養 士	1 名	

※生活支援員1名～令和4年2月まで育児休暇取得予定

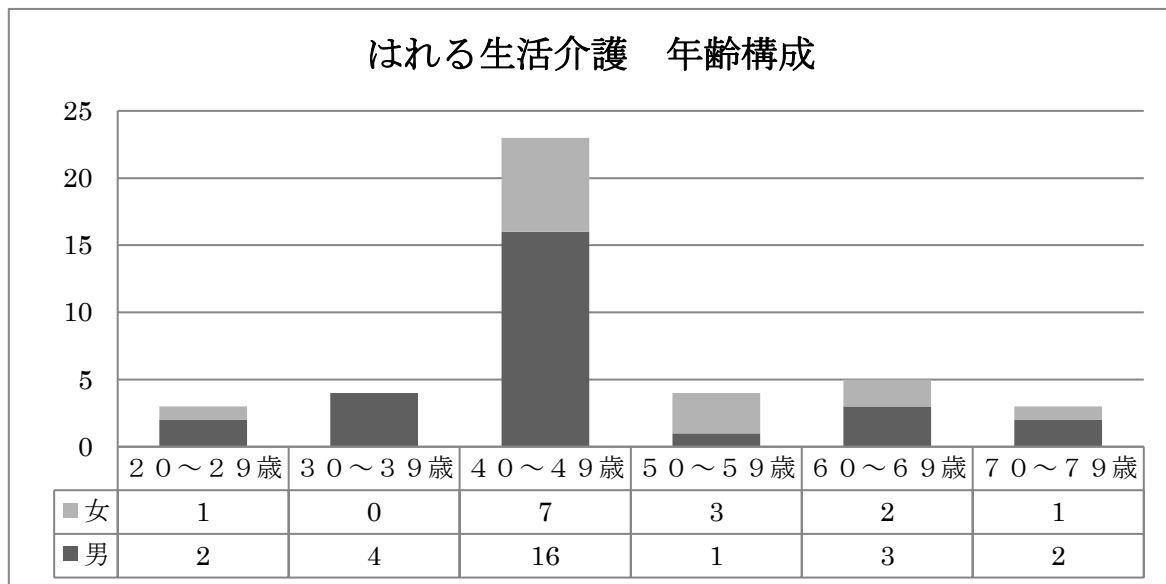
4. 利用者構成

(1) 年齢構成 (令和3年2月1日現在)

①入所事業 (利用者33名・平均年齢48.0歳)



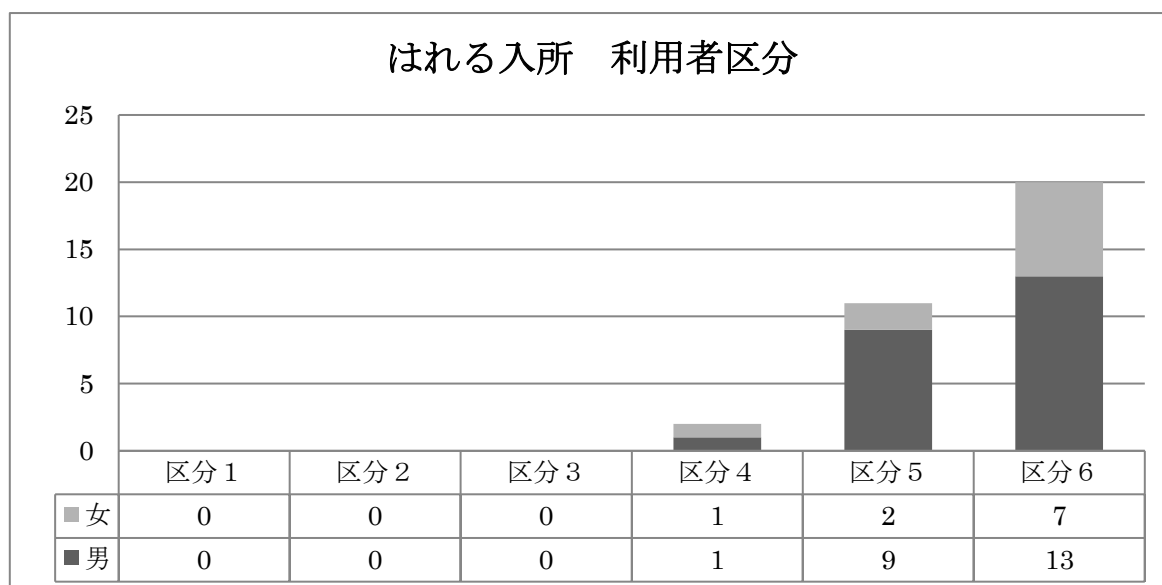
②生活介護事業 (利用者42名・平均年齢47.4歳)



入所施設(夜間)は、令和2年より新規女性利用者1名が加わり、男性利用者23名、女性利用者10名の計33名が利用され、生活介護(日中)は男性利用者28名、女性利用者14名が利用されています。40歳から49歳の入所利用者が59.4%、生活介護利用者が51.2%と多くなっています。

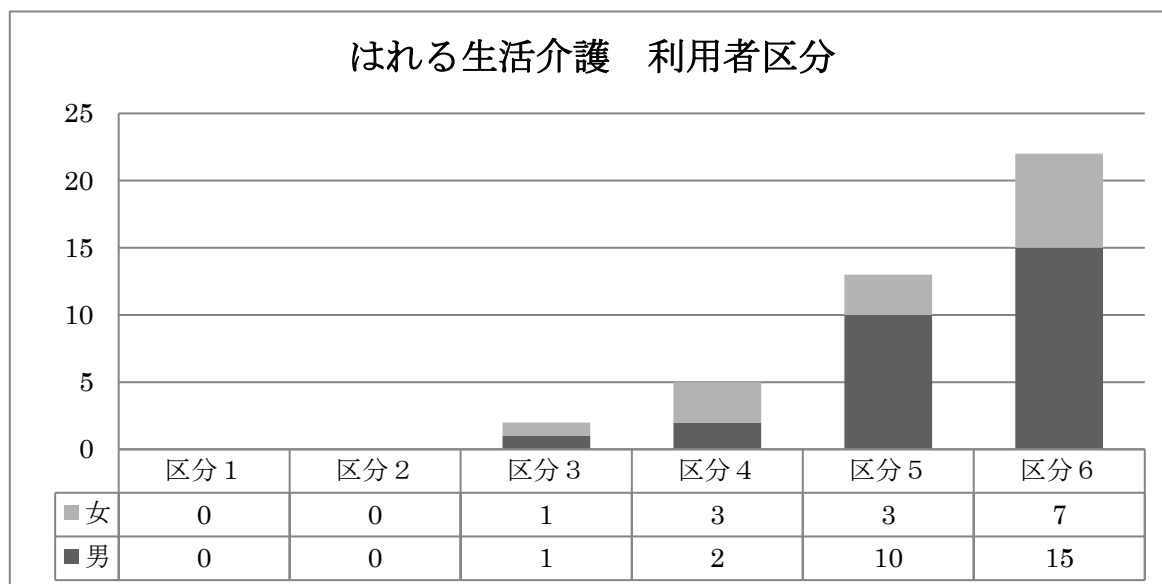
(2) 利用者区分

①入所事業 (平均区分5.0)



はれる入所は、区分4が6.1%、区分5が33.3%、区分6が60.6%となっています。

②生活介護事業 (平均区分5.1)



はれる生活介護は、区分3が4.9%、区分4が14.6%、区分5が31.7%、区分6が48.8%となっています。区分6が約半数を占めています。

5. 事業内容

1. 年間計画

月	行事計画	保健衛生計画	地域行事
4月	春季帰省(4/29～5/9)	健康診断 (体位・体力・視力)	
5月	花見会(5/19)	検尿 心電図 血液検査	
6月	防災訓練 (火災想定日中)	内科検診(医師の診察)	美深夜市
7月	防災訓練(自然災害)		ふれあい広場 美深ふるさと夏まつり
8月	北・北海道知的障がい 福祉協会主催パークゴ ルフ大会 夏季帰省(8/7～8/15)	子宮癌・乳癌検診	
9月	北・北海道知的障がい 福祉協会主催スポーツ 交流会 のぞみ祭(中旬)		美深ふるさと秋まつり
10月		歯科検診 胃癌・肺癌検診	
11月	防災訓練(火災想定夜 間)	後期健康診断兼インフ ルエンザ予防接種	町民文化祭 チャリティー発表会
12月	クリスマス会(12/22) 冬季帰省 (12/25～1/10)		
1月	はれる新年会(1/19) (長寿祝い含む) カラオケ交流会	AED・救命救急講習	
2月			カラオケ交流会 びふかウインターフェ スタ
3月	ご苦労さん会(3/24)		春ほんのり

※ の行事はコロナ感染対策状況に応じ実施内容の工夫を行います。

2. 研修計画

(1) 事業所内研修

- ・事業所内研修として、日々の支援を振り返り事例検討会を行います。
- ・外部講師による事業所内研修会を年4回行います。
- ・外部講師による虐待防止研修会、事例検討会を行います。

(2) OFF-JT研修予定

- ・各種研修会に参加し、支援技術や介護技術の向上を行います。
- ※上半期の研修会についてはリモート研修を想定しています。

研究・研修会名	開催地	開催月	参加検討
1. 施設長会議・定期総会等	札幌・旭川市	随時	1名
2. 強度行動障がい支援者研修(実践)	札幌・旭川市	随時	4名
3. 全道栄養士研修大会	札幌市	随時	1名
4. 支援員研修 I	リモート想定	7月	1名
5. 全道知的障がい関係職員研究大会	札幌市	9月	1名
6. 権利擁護セミナー	リモート想定	7月	2名
7. 支援員スキルアップ研修(中堅)	リモート想定	7月	1名
8. リスクマネジメント研修会	札幌市	10月	1名
9. 感染予防研修会	名寄市	11月	2名
10. 加齢化研修	札幌市	11月	2名
11. 北海道障がい者虐待防止・権利擁護研修	旭川・札幌市	12月	2名
12. 相談支援従事者 現任研修	札幌市	12月	1名
13. 北北海道福祉協会 職員研修会	旭川市	3月	2名

3. 会議

サービス担当者会議(毎月)、支援課・職員会議(毎月)、給食会議(2ヶ月に1回)、感染予防会議(年2回)を行います。適宜必要に応じ、担当者会議、役職者会議を行います。

4. 個別支援計画

日々の生活状況や支援を通してのニーズや課題等、アセスメントに基づく援助目標(長期・短期)の作成、モニタリング、サービス担当者会議の開催、サービス管理を行います。

5. 食事と栄養

季節や年間行事にあわせた献立を組み入れたサイクルメニューを基本として、栄養バランス、年齢や個々の嗜好に幅があることを考慮し、和洋中を組み入れた献立作成を行います。

特別食として、献立や切り方、盛り付けの工夫、嚥下に配慮した食事提供を行います。入所利用者33名中、とろみ・きざみ提供2名、きざみ提供6名、通所利用者9名中、きざみ提供3名の実施を行っています。

6. 感染予防

新型コロナ感染予防対策、ノロウイルス感染症対策、食中毒予防対策についての取り組みを行います。消毒、手洗い、マスクの施行、感染予防に係る物品等の備蓄管理を行います。

感染予防委員会による事業所内研修を実施し、感染予防に対する知識の向上と感染時の対応実施に努めます。

7. 虐待防止

定期的な虐待セルフチェックリストの実施、事業所内研修の実施を行い、虐待防止に努めます。

令和4年度の虐待防止委員会の設置に向け、虐待防止の取り組みについての再考を行います。

8. 苦情解決

玄関、男子棟、女子棟にご意見箱を設置し、苦情や相談の受け付けを行います。受け付けられた苦情については、美深福祉会第三者委員、北海道福祉サービス運営適正化委員会と連携し適切に対応します。

9. 広報活動

保護者などに対し、はれる広報の年3回の発行を行います。

10. 防災・防犯計画

マニュアルに基づき、防災・防犯時の備えと教育及び災害避難訓練、各種点検の実施を行います。

6. 施設入所支援

今年度の重点取り組みと体制

- ・「得意なこと」「できること」に着目し、個々人の能力を活かした支援に努めます。
- ・コロナ感染予防の取り組みとして、集団生活により感染制御は難しい環境にある為、衛生管理と健康管理の支援、周辺地域の感染状況に応じたリスク回避対応と感染時を想定した備えを行います。
- ・ヒヤリハット体験を共有し、誤薬の防止、怪我の防止の取り組みを行います。
- ・重度高齢化の支援技術の向上、虐待防止に向けた人材育成の機会として施設内研究、施設外研修を行います。

1・日常生活支援

必要な支援を受けながら個々人のニーズに添った自律した生活ができるよう支援を行います。

2・社会参加支援

経験不足や社会生活上のルールの認知を補える機会として、嗜好にあわせた外出支援を行います。

(1)買物外出支援

余暇時間を利用し町内、近隣市での買い物支援を行ないます。安全面やマナーの支援に配慮を行ないます。

(2)外食支援

町内、近隣市での外食支援を行います。

(3)オプション外出支援

ニーズに応じて、オプションを利用した外出支援を実施します。

希望に応じ公用車及び公共機関を利用したオプション帰省の実施を行います。

3・健康・衛生管理

各種検診の実施、毎日のバイタルチェック等の健康確認を行い、疾病の予防、健康管理に努めます。必要に応じ協力医療機関へ通院する場合には、付き添い支援を行います。口腔ケアとして、歯科衛生士による歯磨き指導(下半期)の実施を行います。

4・強度行動障害支援

強度行動障害支援加算10名の実施を行います。行動障害の理解、構造化の技法(物理的構造化、スケジュール、ワークシステム、決まった手順や習慣、視覚的構造化)に基づく、アセスメント、強度行動障害者プログラム支援計画、支援手順書の作成と支援の実施を行います。

5・地域との関り

のぞみカラオケクラブや美深あっぱれ隊(よさこい)、地域行事等への参加により社会参加を促し、地域の方との交流支援を行います。

7. 生活介護支援(日中活動)

日中活動基本方針

- ・一人一人に対し「褒める」「認める」「迎える」を基本姿勢とします。
- ・一人一人の「意欲」「興味」「関心」を引き出し尊重し、個々の特性を見出し取り組めるプログラムを提供します。
- ・利用者の方が、日中活動を通して1日の生活が充実して過ごせるように支援をします。
- ・個々が日中活動を通して社会参加ができるよう支援します。
- ・個別ニーズに応じたサービスの提供に配慮した支援を行いません。
- ・重度・高齢化に伴う活動内容やプログラム等の見直し等は状況や必要に応じて柔軟に実施しサービスの質の向上へ繋げていきます。
- ・怪我や事故等に十分に配慮した支援を行います。

令和3年度日中活動方針

現在、はれるを利用されている利用者さんは重度・高齢化により個別支援で対応等を行わなければならない利用者さんが年々増えている現状であります。

重度・高齢化に対応したプログラムの再構築、環境作り、支援体制、身体機能低下の防止に繋がる運動プログラムの再構築を実践し、細かなサービス提供ができる支援体制、環境作りを目的とします。

また、支援職員においては今まで以上に連携を強化し、PDCAサイクルを実践しチームとしての機能化を図り、利用者さんの更なる生活の質の向上を図っていくことを目指します。

また、地域在宅利用者さんの通所活動の場として利用者さんのニーズにあった活動内容の提供を行い安心して利用していただけるようご家庭との連携を十分に図りながら地域に根付き必要とされる日中活動事業所を実践します。

日中活動内容

- ・日中活動における個別支援の実践を行います。
(時間的個別化、場所的個別化、運動、リハビリ、口腔体操、入浴)
- ・地域交流、余暇活動の場を取り入れ地域との連携を図ります。
- ・一人一人の生活の質の向上を考慮した支援の実施をします。
- ・地域社会資源等を有効に活用していく。(ヘルスアップ、地域リハビリ等)
※レクリエーション等、町内イベント、文化祭等への参加をします。

日中活動利用者在籍数(令和3年2月1日現在)

- ・男性23名 女性10名 通所利用者 男性6名 女性4名 計43名
- ・日中活動場所
健康増進班：療育室(事業所内外、なかよし館、地域社会資源施設等)
創作活動班：日中活動室(事業所内外、地域社会資源施設等)

・活動時間

月曜日～金曜日（祝祭日は除く）9：00から17：00まで

時 間	内 容	留 意 点
9：00	活動準備、通所者受入れ（送迎）	服装確認、活動場所誘導、準備
10：00	活動開始	活動支援
10：30	休憩	休憩の促し、開始時の誘導
11：30	終了	終了時の人員の確認
12：00	昼食	食事支援
13：15	活動準備	服装確認、活動場所誘導、準備
13：30	歩行運動・軽運動	活動支援
14：30	おやつ	入浴支援
15：00	入浴	ワンダリング時には交通安全に留意する
17：00	通所者活動終了、帰宅（送迎）	終了時の人員の確認

・基本の時間は上記に記したものですが、利用者さんの生活時間に合わせた時間配分も含まれます。

・生活支援（入浴等）、余暇活動、運動を兼ねた日課で進めていきます。

・水曜日、金曜日については社会生活支援を中心とした日課を進めます。
（散髪、買い物支援、外出支援等、レクリエーション等）

・冬期間について、利用者の怪我、危険防止、またニーズに応じて通所利用者の送迎を実施します。

日中活動支援内容

健康増進班

・健康状態、身体機能状況、情緒の状況を踏まえ、本人が安定して意欲的に取り組めるような活動内容を提供していきます。また、個人の特性に配慮した活動内容を提供します。

・個々の利用者さんの特性に合わせ興味や関心のあることを取り入れたプログラムの実践をしていきます。マッチングカードやDVD・音楽・テレビ鑑賞やテレビゲーム等を活用したプログラムで日中を楽しく過ごせるよう支援します。

・余暇支援の促進においては公園でのハイキング・ドライブ等を行い安全に配慮した外出、外気浴等を実践します。

・強度行動障害の利用者さんには、特性を理解したうえで手順に基づき個別支援を実践していきます。

・個々の必要性に応じて活動内容を絵カード等、視覚支援を取り入れ、環境の構造化が必要な利用者さんには個々人に合った構造化を行いその人に合った環境作りを実践します。

・重度高齢化等に伴う身体機能低下に対応するためにその人に合った軽運動や歩行運動、リハビリを実践します。また、情緒の安定を考慮し散歩や運動等を継続して行うよう実践していきます。

創作活動班

- ・園庭管理、レジ袋整理、施設内の清掃、消毒、手作り自立課題などのプログラムを実践します
- ・屋外歩行運動、口腔体操、軽スポーツなどの軽運動を取り入れたプログラムを実践します
- ・DVD鑑賞、ゲーム、読書、支援者との会話などの、個別の趣味などを生かし、楽しむ事ができるようなプログラムを取り入れると共に、各自が目的を持ち充実した日中の活動ができるように支援をしていきます。
- ・外食、調理実習、外出など社会生活資源等を利用した活動もニーズ等に応じて取り入れ生活の質の向上へ繋げて行きます。
- ・支援者は傾聴の姿勢で利用者さんとの楽しいコミュニケーションを心掛け、活動の場を個々人の状況に応じて過ごしていただき心身の安定に努めます。
- ・花壇の管理やグループでの調理など年間を通した活動を実践していきます。

8. 短期入所支援

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者施設等への短期的な入所が必要な方の受け入れを行います。その有する能力に応じ、入浴、排せつ、食事等の支援を行います。

地域在宅の知的障害児者およびその家族との連携を図り、施設機能を地域社会に還元と相互の理解をすすめ、地域福祉向上に努めます。

別表 3

役割分担・職員参集計画

班 名	任 務
総 務 班	1. 防災対策委員会の処務 2. 他の業務班との連絡調整 3. 避難の指示
情 報 班	1. 情報の収集と伝達 2. 消防等関係機関との連絡調整 3. 他の社会福祉施設との支援調整
設 備 点 検 班	1. 施設の安全確認 2. 資材及び設備の転倒防止並びに窓ガラスの飛散防止 3. 非常口の開放
消 火 班	1. 消防用設備及び危険物の点検 2. 火気等の遮断の確認 3. 消火器等による消火活動
避 難 誘 導 班	1. 避難場所及び避難経路の確認 2. 避難経路の障害物の除去 3. 利用者の避難誘導
救 援 救 護 班	1. 負傷者の救護及び応急措置 2. 医療機関への連絡
物 資 班	1. 食糧、飲料水等の備蓄の整備及び点検 2. 食糧、飲料水等の確保及び搬出

令和3年度

事業計画書

美深町特別養護老人ホーム

美深町老人デイサービスセンター

美深町特別養護老人ホーム 美深町老人デイサービスセンター

基本理念

老人福祉法並びに介護保険法の基本理念に基づき、入所者の意思及び人格を尊重し、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、日常生活上での介護、機能訓練、療養及び健康管理等のサービスを提供することにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常に利用者の立場に立ってサービス提供に努める。

キーワード

尊	重	現行理念より	個人を尊重し、させて頂く介護
敬	愛	老人福祉法より	人生の先駆者として、敬う心を持って接する
尊厳の保持		介護保険法より	人間らしく生きる権利を保持できるよう介護者として支える

運営方針

1. 施設は、本人のみならず、家族や地域との結びつき、信頼を重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス、同一法人との密接な連携を図り、サービスの提供に努めるものとする。
2. 介護サービスを提供するにあたって利用者本位の「利用されている方々の為に」「利用される為に」に何をしなければならないのかを基本と考え、介護サービス提供者としての専門性の構築及び自覚、責任、信頼、向上心を持ち業務にあたる事とする。

令和3年度 重点目標

「施設整備計画立案への準備」

- ・特養における改築・移転計画等を美深町との協議を継続し施設整備計画の立案に向けていく。

「個」を大切にしたサービス提供

- ・「より自分らしい生活」を送っていただくために、利用者一人ひとりと向き合い、個々人の個性やニーズに寄り添ったサービス提供を心掛ける。

組 織 業 務 分 担 図

指定介護老人福祉施設 美深町特別養護老人ホーム
通所介護事業所 美深町老人デイサービスセンターふれあい
施設長

次 長
(生活相談員兼介護支援専門員) 衛生推進者

特 養
介護支援課 課長

デイサービス
通所介護支援課 課長 次長兼務

主任介護職員 3名	主任管理栄養士 1名	主任生活相談員兼介護職員 2名
介護職員 16名		介護職員 2名
看護職員兼機能訓練指導員 4名		看護職員兼機能訓練指導員 2名
技能員 1名		庶務担当 (法人庶務担当)

※雇用管理責任者・虐待防止責任者・法令遵守担当者～施設長
特定個人情報事務取扱担当者～施設長

施設長 ～ 施設運営管理、指揮命令
次 長 ～ 施設長の補佐的業務を行いながら各業務の管理・連携・調整・研修計画立案等
課 長 ～ 担当部門の管理・連携・調整他
医師(嘱託医) ～ 利用者の診察・健康管理及び保健衛生指導
生活相談員 ～ 利用者の生活相談・苦情対応・家族他機関との連絡調整、サービス計画立案等
(介護支援専門員)
看護職員 ～ 利用者の健康衛生管理、診察・介護業務補助、機能低下防止等
(機能訓練指導員)
介護職員 ～ 利用者の日常生活全般における介護業務等
技能員 ～ 施設管理、業務に係る送迎、介護補助的業務
栄養士 ～ 個々の状況を把握しながら食事提供に関わる業務、調理委託先との調整、栄養マネジメント
※各種研究班 ～ 高齢者虐待及び身体拘束・食事・排泄・入浴班・ケアプラン・認知症ケア・介護事故防止・感染予防・喀痰吸引等に係る安全管理・介護技術向上
※予算管理者 ～ 事務費支出・法人庶務担当 事業費支出・次長

1. 行事・会議予定

	社 会 行 事	ホーム行事	実施日	諸 活 動 他	テイクアウト行事	会議予定
4月	昭和の日 29日	誕生会	14日	クラブ活動	誕生会	運営・給食会議 主任・班会議 デイ会議
5月	憲法記念日 3日 みどりの日 4日 こどもの日 5日 母の日 第2日曜日	母の日	9日	園庭清掃 (ボランティア) クラブ活動	誕生会 春の桜見学	運営・給食会議 主任・班会議 デイ会議
		誕生会	19日			
6月	父の日 第3日曜日	誕生会	16日	クラブ活動	誕生会 屋外昼食会 (6/21-25)	運営・給食会議 主任・班会議 デイ会議
		父の日	20日			
		ホームまつり	26日			
7月	海の日 22日 スポーツの日 23日	避難訓練		クラブ活動	避難訓練 (ホームと合同) 誕生会	運営・給食会議 主任・班会議 デイ会議
		誕生会	14日			
		運動会	21日			
8月	七夕 山の日 8日 振替休日 9日 お盆	誕生会	18日	クラブ活動	誕生会	運営・給食会議 主任・班会議 デイ会議
		自然災害訓練				
9月	秋祭り 敬老の日 第3日曜日 秋分の日 23日	特養縁日	3日	クラブ活動	誕生会	運営・給食会議 主任・班会議 デイ会議
		敬老会	10日			
		誕生会	15日			
10月		避難訓練 (夜間・災害)		クラブ活動	誕生会 秋の味覚食事会 (10/4-8)	運営・給食会議 主任・班会議 デイ会議
		誕生会	13日			
11月	文化の日 3日 勤労感謝の日 23日	誕生会	17日	インフルエンザ予防接種 クラブ活動	誕生会	運営・給食会議 主任・班会議 デイ会議
12月	クリスマス 25日 大晦日 31日	大忘年会	11日	クラブ活動	誕生会 クリスマス食事会 (12/20-24)	運営・給食会議 主任・班会議 デイ会議
		誕生会	15日			
1月	元旦 1日 成人の日 第2日曜日	新年交流会	1日	クラブ活動	誕生会	運営・給食会議 主任・班会議 デイ会議
		誕生会	19日			
2月	節分 建国記念日 11日 天皇誕生日 23日	誕生会	16日	クラブ活動	誕生会	運営・給食会議 主任・班会議 デイ会議
3月	ひな祭り 春分の日 20日	誕生会	16日	クラブ活動	誕生会 春うらら食事会 (3/7-11)	運営・給食会議 主任・班会議 デイ会議 全体会議
		追悼法要会				

※社会的行事においては一般通念上における国民の祝日等を掲載

2. 介護支援計画

健康で自由な雰囲気の中、利用者の生活意欲を十分引き出すような援助を行い、可能な限り日常生活動作（ADL）の向上を図ります。

その中でも、利用者の状態に合わせた環境の改善および“個”を重視する援助に目を向け、利用者個々の主体性、尊厳を尊重したケアの提供を目指します。

（1）利用者と接する際の基本の確認

サービスを受ける側と提供する側の関係を正しく理解し、尊敬と敬愛の念をもって本人に適した介護サービスの提供にあたることを基本とし、1日1回、利用されている方の笑顔が見られるような、サービス展開を心掛けていきます。

（2）個別処遇

“個”を重視した援助をケアプランに基づきサービスの提供を行います。その過程において利用者本人及び家族の意向を確認し、本人の生活歴を尊重したケアプランを作成することで、利用者が意欲的に生活参加できるよう目指します。

（3）健康・衛生管理

利用者が安心して健康な生活を過ごせるよう、毎日のバイタルチェックと週に1度の嘱託医師による診察を行います。また衛生管理、食中毒・感染予防に向け、現在実施している手指消毒等、来訪者への働きかけも季節に関係なく、年間を通じ周知に努め、汚物・吐物・排泄物等への適切な対応も実施しながら感染予防に努めます。

（4）食生活

「提供する食事」から「食べていただくための食事」を念頭に、個々の嗜好や健康状態を考慮した食事を提供します。そのために各セクション間及び委託先とも密接な連携を保ち、相互協力のもと豊かな食生活づくりを目指しながら、個別の栄養マネジメント体制を確立していきます。

（5）日常生活

日々の生活の中で個々にあった環境を心掛ける事で、心身安定・身体機能低下等の防止に努めます。また、屋内外問わず、四季を感じ取れる掲示、余暇等も含めた日常生活の提供に心掛けていきます。

（6）機能訓練

全体でのラジオ体操時間の提供や、日々の歩行・移動・おしぼりたたみ等の時間、また、空いている時間を利用し、レクリエーションの時間を設け、手遊び、歌等を通し、脳や四肢機能を使うことで機能維持を図っていき、日常生活において利用者の負担にならないよう実施していきます。

（7）家族関係

利用者、施設にとって、家族の協力は欠くことができず、家族の意向等も充分確認しながらケアプランへの反映や、日々の近況報告等に繋げる記録・情報

共有等を図り、家族との信頼関係を築き、介護サービスの展開を図っていきます。

(8) 介護事故の予防・対応

①介護福祉施設として、介護事故に対し常に「予見と回避義務」を念頭に置き、より安全な介護サービスの提供に努めることが必然であり、介護事故防止に向けたアセスメントを実施し、予防策を検討します。また、事故時の初期対応においては迅速な対応ができるよう努めていきます。

②自己動作による転倒等の想定や新規利用、入退院等による環境、状態の変化等で事故に繋がる場面も考えられるため、家族とも連携し状況確認・情報を共有しながら介護事故の予防に努めていきます。

(9) 地域交流・次世代育成・情報発信

①個人情報・プライバシーに配慮しながらの交流や情報発信に努め、各種ボランティア・訪問の受入れや町内会との連携・同一法人内での交流等を図り、利用者の方が楽しめる交流や次世代の育成等、開かれた施設を目指します。

②小中学校、高等学校、高等養護学校生の施設見学・実習の他、各種専門学校等の実習やボランティア、見学・交流等においても積極的に受入れし、将来的な人材確保や福祉教育推進に寄与していきます。

③平成24年度から防災対策協力等で行き組み始めた第五自治会との連携を地域連携のひとつと捉え、協議会開催等を通じて交流促進を図っていきます。

(10) 認知症高齢者に対する支援

高齢者人口の増加とともに認知症高齢者数も年々増え続けてきており、今後とも一層増え続けていくことが予想されることから、スタッフ一人ひとりが認知症という症状を理解し、その人にあったサービスを提供できるよう努めていきます。

3. 人材育成（研修、会議、情報共有、連携体制）

(1) 道社協、老施協等開催の研修参加の機会及び、事業所内テーマ別研修等も開催しスキルアップを目指し介護サービスの向上、提供に努めていきます。

(2) 介護サービスを提供する上で、介護・看護・栄養・相談等それぞれのスタッフ一人ひとりの資質の向上が必要であるため、研究テーマを設け、各研究班等で専門的に検討し、全体でのサービスに反映し、日々の業務での観察、記録、情報の共有・活用を向上させ、他職種間が連携してのサービス体制を目指します。

また、計画的、継続的、緊急的、効率的等、様々な会議体制を確立していきます。

4. 広報活動、各種団体協力推進

(1) 家族などに対し、ホームだよりを四半期毎に発行し、生活の様子、施設の事業内容や要望、苦情処理関係等含め情報の開示に努めていきます。

(2) 町、社会福祉協議会、各福祉事業所、医療機関、その他の福祉関係団体との連携を密にするとともに、その事業推進に協力し、相互理解を深めていきます。

5. 避難訓練計画

利用者の生命、身体及び財産を保護するとともに、火災又は自然災害等の災害に対して予防及び被害を最小限にできるよう、消防法施行令第4条に基づく施設の点検及び整備並びに総務省令で定める消防計画を作成し、これに基づいて消火、通報及び避難訓練を定期的実施していきます。

6. 防災・緊急時対策

自然災害、事故災害から利用者、職員の生命、身体及び財産を守ることを目的に、法人・施設の防災対策要綱に沿って緊急時に備えていきます。また、非常災害時に備え、ライフラインの確保をする為に地域の協力（第五自治会）及び法人内からの応援要請体制作りに努めていきます。

7. 運営・管理関係

(1) 日々業務の中で行われている各種研究班の協議結果による実践を通し、事業所に関わるサービスの向上に努めます。

(2) 美深町特別養護老人ホーム施設整備における改築・移転計画等を、美深町と協議しながら、高齢者福祉サービスの展開に寄与していきます。

8. ショートステイ事業

要介護状態等にある在宅利用者の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る事を目的としたサービス提供に努めていきます。

9. デイサービス事業

「美深町介護予防・日常生活支援総合事業」と連携しながら要支援、要介護者等の特性を踏まえて、利用者の有する能力に応じ、いきがいを持ち居宅での自立した日常生活を営むことができるよう、送迎、食事、入浴、機能訓練、生活相談、健康チェック、レクリエーション等のサービス提供に努めていきます。

10. 従事者の確保

近年、介護従事者を含む担い手不足、地域離れが深刻化し当事業所においても従事者確保に苦慮する実情であり、目新しい求人・求活の展開を法人、地域、行政含め検討する時期と捉えます。

11. 新型コロナウイルス対策

昨年、突如として全世界的に現れ、今もなお、猛威を振るっている新型コロナウイルスの対策について、当事業所においても、多方面の方々と協力をしながら、できる限りの対策を講じ、事業所内で発生させないように努めていきます。

12. 研修計画

主催	研修	時期	開催地	参加予定
特養ホーム				
道社協関係	新任介護職員研修	7月	旭川市	1名
	介護職員専門研修（Ⅰ） （看護師専門研修）	7月 9月	旭川市 札幌市	1名 1名
	北海道高齢者虐待防止推進研修会	10月	札幌市	1名
	高齢者虐待防止推進研修会施設編	未定	旭川市	1名
	介護職員専門研修（Ⅱ）	11月	旭川市	1名
	栄養士専門研修	11月	札幌市	1名
	メンタルヘルス研修	未定	札幌市	1名
	苦情・クレーム対応セミナー	未定	札幌市	1名
	施設相談員専門研修会	未定	札幌市	1名
	リスクマネジメント研修 アンガーマネジメント研修	未定 未定	札幌市 札幌市	1名 1名
道老協関係	全道老人福祉研究大会	7月	札幌市	1名
	老人福祉施設研究発表会	8月	札幌市	1名
老協関係	定期総会	5月	旭川市	1名
	看護職員研修会	未定	旭川市	1名
	介護職員研修会	未定	東神楽町	1名
	生活相談員・ケアマネージャー研修会	未定	旭川市	1名
	栄養士・調理員研修会	未定	稚内市	1名
	施設長研修会	11月	旭川市	1名
	事務職員研修会 老人福祉施設長研究セミナー	未定 1月	美瑛町 札幌市	1名 1名
上川北部老協関係	施設長会議	6月	名寄市	1名
	栄養士部会研修	随時	上川北部管内	1名
	生活相談員部会研修	随時	上川北部管内	1名
その他	(施設視察研修)	随時	上川管内	若干名
	福祉職場の資質向上支援研修	6月	札幌市	1名
	介護職員等の喀痰吸引研修	7月	旭川市	1名
	喀痰吸引実地指導者講習	8月	旭川市	1名
	感染症予防講習会	11月	名寄市	2名
	施設内研修	随時	施設内	
	AED・救急処置講習	随時	施設内	新規採用者
	腰痛予防対策講習会 介護支援専門員更新時講習	10月 未定	札幌市 旭川市	1名 1名
デイサービス				
道デイ協会関係	スキルアップセミナー (通所ケアマネジメント研修)	9月 11月	札幌市 札幌市	1名 1名
	道社協関係	高齢者虐待防止推進研修会施設編	未定	旭川市
道北老協関係	生活相談員・ケアマネージャー研修会	未定	旭川市	1名
上川北部老協関係	生活相談員部会研修	随時	上川北部管内	1名

別表2

火気取締責任者の担当区域及び業務分担表

区 分	業 務 内 容
事務・会議室	・ガスの元栓確認 ・電源等の安全確認等、日常の一般的火気管理に関すること。
介護材料・物品・私物室	
介 護 員 室	
医 務 室	
食 堂	
厨 房	
居室（西棟）	
居室（東棟）	
居室・風除室（短期）	
普 通 浴 室	
特 別 浴 室	
機 械 室	
洗 濯 室	
談 話 室	
和 室	
通 所 介 護	

別表 3

役割分担・職員参集計画

班 名	任 務
総 務 班	1. 防災対策委員会の処務 2. 他の業務班との連絡調整 3. 避難の指示
情 報 班	1. 情報の収集と伝達 2. 消防等関係機関との連絡調整 3. 他の社会福祉施設との支援調整
設 備 点 検 班	1. 施設の安全確認 2. 資材及び設備の転倒防止並びに窓ガラスの飛散防止 3. 非常口の開放
消 火 班	1. 消防用設備及び危険物の点検 2. 火気等の遮断の確認 3. 消火器等による消火活動
避 難 誘 導 班	1. 避難場所及び避難経路の確認 2. 避難経路の障害物の除去 3. 利用者の避難誘導
救 援 救 護 班	1. 負傷者の救護及び応急措置 2. 医療機関への連絡
物 資 班	1. 食糧、飲料水等の備蓄の整備及び点検 2. 食糧、飲料水等の確保及び搬出